別表十七㈢の九の記載要領第七号中「第13号」を「第14号」に改め、同第十七号を同第十八号とし、同第十六号を同第十七号とし、同第十五号中「「(51)のうちヘッジ取引として行つた一定の取引に係る損益の額　(52)」」を「「(52)のうちヘッジ取引として行つた一定の取引に係る損益の額　(53)」」に改め、同号を同第十六号とし、同第十四号中「「その他の金融所得に係る損益の額（(21)、(29)、(32)、(39)、(47)又は(50)に該当するものを除く。）　(51)」」を「「その他の金融所得に係る損益の額（(21)、(30)、(33)、(40)、(48)又は(51)に該当するものを除く。）　(52)」」に改め、同号を同第十五号とし、同第十三号中「「(41)のうち一定の商品先物取引業者等が行う一定の商品先物取引に係る損益の額（(42)から(45)までに該当するものを除く。）　(46)」」を「「(42)のうち一定の商品先物取引業者等が行う一定の商品先物取引に係る損益の額（(43)から(46)までに該当するものを除く。）　(47)」」に改め、同号を同第十四号とし、同第十二号中「「(41)のうち一定の金利スワップ等に係る損益の額（(43)に該当するものを除く。）　(45)」」を「「(42)のうち一定の金利スワップ等に係る損益の額（(44)に該当するものを除く。）　(46)」」に改め、同号を同第十三号とし、同第十一号中「「(41)のうち短期売買商品等損失額を減少させるために行つた一定のデリバティブ取引に係る損益の額（(42)に該当するものを除く。）　(43)」」を「「(42)のうち短期売買商品等損失額を減少させるために行つた一定のデリバティブ取引に係る損益の額（(43)に該当するものを除く。）　(44)」」に改め、同号㋑中「第16号」を「第17号」に改め、同号を同第十二号とし、同第十号中「「(41)のうちヘッジ取引として行つた一定のデリバティブ取引に係る損益の額　(42)」」を「「(42)のうちヘッジ取引として行つた一定のデリバティブ取引に係る損益の額　(43)」」に改め、同号を同第十一号とし、同第九号中「「(22)のうち一定のグループファイナンスに係る利子の額（(24)に該当するものを除く。）　(26)」」を「「(22)のうち一定のグループファイナンスに係る利子の額（(24)に該当するものを除く。）　(27)」」に、「第39条の17の３第10項第２号及び第３号又は第39条の117の２第10項第２号及び第３号」を「第39条の17の３第10項第３号及び第４号又は第39条の117の２第10項第３号及び第４号」に改め、同号を同第十号とし、同第八号の次に次の一号を加える。

9　「(22)のうち一定の棚卸資産の販売から生ずる利子の額（(25)に該当するものを除く。）　(26)」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の17の３第10項第２号又は第39条の117の２第10項第２号に掲げる利子の額を記載すること。ただし、内国法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の６第６項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の90第６項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、記載しないこと。

別表十七㈢の九付表の表中

(別表十七(三の九)「10」＋「22」＋「30」＋(「33」－「36」)＋「41」＋「48」＋「51」＋「61」)＋(3)＋(13)＋((23)－(27))

を

(別表十七(三の九)「10」＋「22」＋「31」＋(「34」－「37」)＋「42」＋「49」＋「52」＋「62」)＋(3)＋(13)＋((23)－(27))

に改める。

別表十七㈢の十一の記載要領第一号並びに別表十七㈢の十一付表の記載要領第一号及び第二号中「第66条の７第４項」を「第66条の７第５項」に改める。

別表十七㈣の表中

無形固定資産の使用料
貸付金の利息又は借入金の利息

を

無形資産の譲渡の対価
無形資産の使用料
貸付金の利息又は借入金の利息

に改め、同表の記載要領第一号中「第66条の４第５項」の次に「(国外関連者との取引に係る課税の特例)」を加え、「(国外関連取引とみなされる取引)」を「(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例)」に、「第66条の４第19項（国外関連者に関する明細書の添付)」を「第66条の４第25項」に、「第68条の88第19項」を「第68条の88第25項」に、「第20項（連結法人に係る国外関連者に関する明細書の添付)」を「第26項」に改め、同第二号中「第39条の12第１項各号」の次に「(国外関連者との取引に係る課税の特例)」を加え、「(特殊の関係の意義)」を「(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例)」に改め、同第三号中「(直接又は間接保有の株式等の保有割合の計算)」を削り、同第五号㋑中「(独立企業間価格の算定)」及び「(国外関連者との取引に係る課税の特例)」を削り、同第六号中「当局」の次に「若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第２条第３号（定義）に規定する外国の租税に関する権限のある機関」を加える。